茨木市地域バス路線運行事業補助金交付要綱

（目的）

第１　この要綱は、市山間部において輸送人員の減少により運行が困難となっている地域のバス路線のうち、通学等の交通手段確保に必要なバス路線を運行している事業に対し、市が補助金を交付することにより、当該バス路線の運行事業の継続及び維持を図り、もって安定した通学等の交通手段の確保に資することを目的とする。

（補助対象）

第２　補助の対象となる事業は、市山間部において、通学等の交通手段確保に必要なバス路線運行事業とする。

（補助対象経費）

第３　補助の対象経費は、第２の事業に要する経費のうち、路線バスの運行に係る経費とする。

（補助金額）

第４　補助額は、補助金算定期間中の当該バス路線運行に係る経常費用と経常収益の差額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、経常収益が経常費用の４分の３以上の場合は、補助金を交付しない。

（算定期間）

第５　第４の補助金の算定期間は、10月１日から翌年の９月30日までとする。

（補助金の交付申請）

第６　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 申請系統事業計画書

(2) 申請系統事業予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７　市長は、第６の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知する。

（変更の届出）

第８　補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第６に準じて補助金交付変更承認申請書（様式第３号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

２　前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第７に準じて決定の内容を変更し、補助金変更承認通知書（様式第４号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第９　補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の算定期間終了後、補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 申請系統経輸送実績報告書

(2) 申請系統経常収支計算書

(3) 申請系統経常費用算出基準

(4) 申請系統経常収益算出基準

(5) 申請系統旅客運賃表

(6) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10　市長は、第９の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第６号）により報告書を提出した者に通知する。

２　補助金の交付の決定を受けた者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金額の交付請求）

第11　第10の補助金確定通知書を受けた者は、補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、市長が必要と認めるものについては、交付金の交付決定後に概算払の請求をすることができる。

（補助金の交付）

第12　市長は、第11の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第13　市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第14　補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

２　補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、

当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第15　補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第16　市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助金を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不適当と認めたとき。

（市長の指示）

第17　市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附　則

この要綱は、平成18年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和元年５月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和３年６月１日から実施する。

様式第１号

年　　月　　日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名及び代表者名　　㊞
※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市地域バス路線運行事業補助金交付申請書

茨木市地域バス路線運行事業補助金の交付を次のとおり申請します。

１　補助対象事業（の目的及び内容）

２　交付申請額　　円

３　添付書類
(1)
(2)

様式第２号

茨木市指令　第　　号

所在地
団体名及び代表者名　　様

茨木市地域バス路線運行事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付け申請の茨木市地域バス路線運行事業補助金は、次の条件を付けて、金　　円を交付します。

条　　件

年　　月　　日

茨 木 市 長　　印

様式第３号

年　　月　　日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名及び代表者名　　㊞
※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市地域バス路線運行事業補助金交付変更承認申請書

年　　月　　日付け茨木市指令　第　　号に係る茨木市地域バス路線運行事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

１　補助対象事業

２　変更内容

３　変更理由

４　変更前交付決定額

５　変更後交付申請額

６　差引増減額

様式第４号

茨木市指令　第　　号

所在地
団体名及び代表者名　　様

茨木市地域バス路線運行事業補助金変更承認通知書

年　　月　　日付け茨木市指令　第　　号で交付決定した茨木市地域バス路線運行事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条　　件

１　交 付 決 定 額　　円

２　変 更 増 減 額　　円

３　変更交付決定額　　円

年　　月　　日

茨 木 市 長　　印

様式第５号

年　　月　　日

（報告先）茨木市長

所在地
団体名及び代表者名　　㊞
※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市地域バス路線運行事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け茨木市指令　第　　号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

１　補助対象事業

２　補助金交付決定額

３　補助金精算額

４　補助事業の成果

５　添付書類
(1)
(2)

様式第６号

茨木市指令　第　　号

所在地
団体名及び代表者名　　様

茨木市地域バス路線運行事業補助金確定通知書

年　　月　　日付け茨木市地域バス路線運行事業実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

１　補助金交付決定額　　円

２　補助金確定額　　円

３　補助金差引額　　円→【概算払いでないとき（確定後払うとき）は、不要】

年　　月　　日

茨 木 市 長　　印

様式第７号

年　　月　　日

（請求先）茨木市長

所在地
団体名及び代表者名　　㊞

茨木市地域バス路線運行事業補助金交付請求書

年　　月　　日付け茨木市指令　第　　号で確定通知のあった茨木市地域バス路線運行事業補助金を次のとおり請求します。

１　補助対象事業

２　金　　額